

# 米国トランプ政権による エネルギー・環境政策の見直しの行方 (2025年1月30日版)

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

作成日 (2025年1月30日)

## 要約

2025年1月20日に発足した共和党のトランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めたエネルギー・環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直す。本稿では、具体的にどのような変化が起こり得るのかを考察する。

バイデン政権は国内において、既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、さらにインフレ抑制法（IRA）を通じて脱炭素化への減税措置等を成立させた。トランプ政権は、化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、バイデン政権の排出規制を撤回し、より緩い代替規制に置き換えると予想される。実際、トランプ大統領は就任日の大統領令で、各省庁に対し、規制の撤回・改定を進めるように指示し、さらにエネルギーに関する国家緊急事態を宣言して、緊急時に行使できる権限でエネルギー資源の開発を促進するようにも指示した。他方、IRAの見直し・撤回については、共和党内で減税措置の全面撤回を懸念する声があり、部分的な見直し・撤回に留まる可能性がある。ただし、電気自動車を中心とするクリーン自動車の購入に対する減税措置は見直し・撤回の可能性が高い。

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50~52%減、2035年に61~66%減との削減目標を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、今後、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からも脱退する可能性が残る。また、バイデン政権が2024年1月に液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可を一時停止したのに対し、「エネルギー・ドミナンス」をエネルギー外交の軸に据えるトランプ大統領は、就任日の大統領令で新規認可申請の審査を速やかに再開するようにエネルギー長官に指示した。

総じて、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策を改め、国産化石燃料の増産を重視し、さらにはその輸出拡大によって外交的影響力の強化を図る方針である。IRAのうち見直し・撤回の対象とならない部分や、一部の州政府・ビッグテック企業の取り組みによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標には到達せず、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

### 免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

※本ディスカッションペーパーは、[「米国トランプ次期政権によるエネルギー・環境政策の見直しの行方」\(SERC Discussion Paper 24003\)](#) に対して、その後の動向を反映する目的で、主に以下の加筆を行ったものである。

- ・ 財務長官の情報 (P.9)
- ・ 就任日 (2025年1月20日) の大統領令で示された方針 (P.12, P.21, P.22, P.23, P.24, P.25, P.26, P.27, P.28, P.33, P.34, P.37)



# 米国トランプ政権による エネルギー・環境政策の見直しの行方 (2025年1月30日版)

---

電力中央研究所 社会経済研究所  
上席研究員 上野 貴弘

2025年1月30日

 電力中央研究所

# 本報告の背景・目的・構成

## 背景

2024年11月5日の大統領選挙でトランプ氏が当選。同日に行われた連邦議会選挙の結果、共和党が上下両院で多数派に

2025年1月20日、トランプ氏は第47代大統領に就任

## 目的

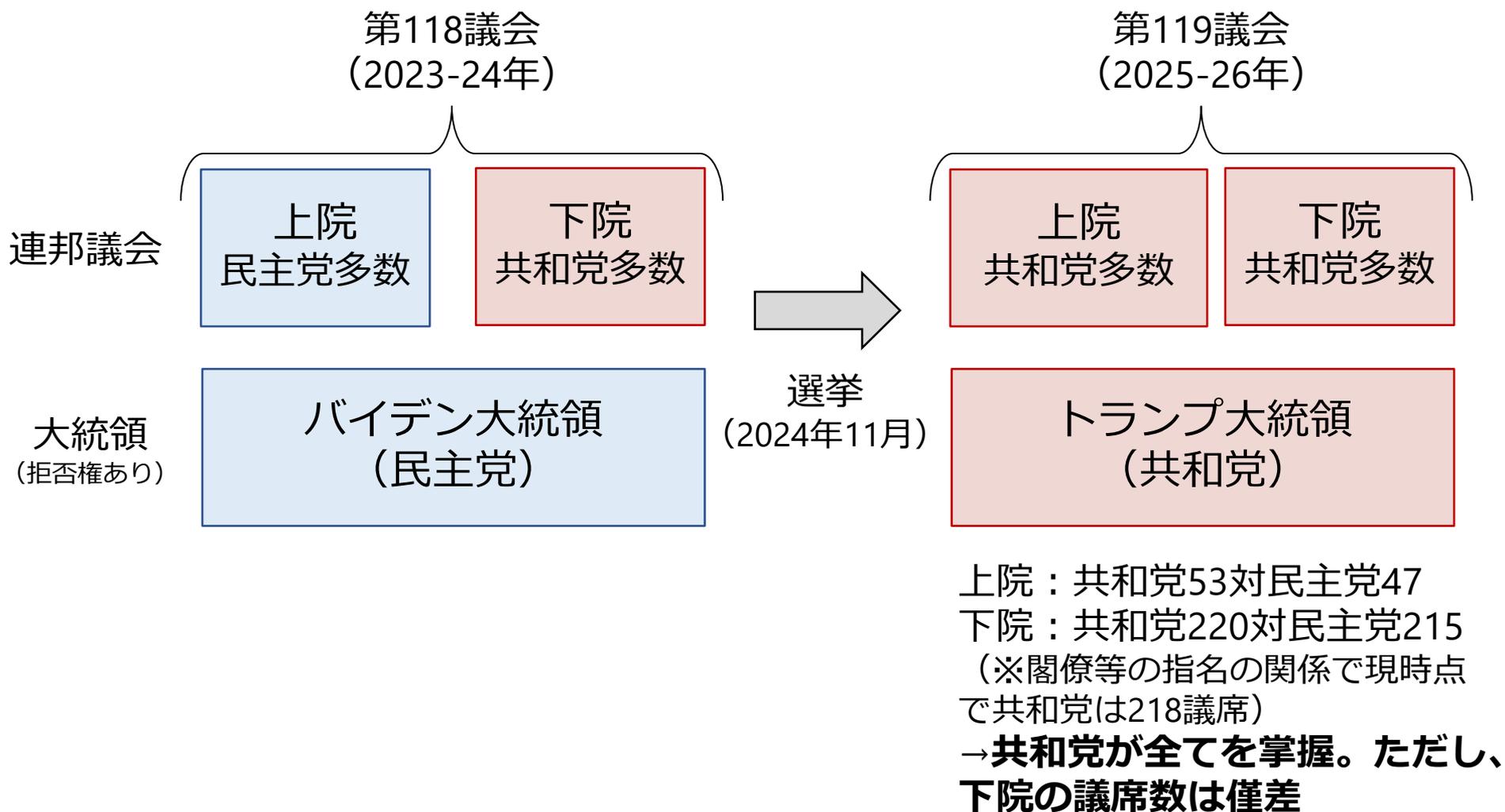
トランプ政権はバイデン政権によるエネルギー環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直すことから、具体的にどのような変化が起こり得るのかを考察する

## 構成

1. 国内政策の見直し
2. 対外政策の見直し

※2025年1月30日時点（日本時間）の情報に基づき作成

# 選挙結果を踏まえた2025年の勢力図



# 1. 国内政策の見直し

# トランプ大統領と共和党の公約①

## バイデン政権の気候変動対策の見直し

### ・ 規制の撤回

「就任日に電気自動車の義務化を終わらせる。これにより、米国の自動車産業は完全な消滅から救われ、米国の顧客は車1台あたり数千ドルを節約できる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

「有害な規制を撤回し、電気自動車やその他の義務を撤回し、中国車の輸入を阻止することで、米国の自動車産業を復活させる」（共和党の2024年綱領）

「共和党は、雇用・自由・イノベーションを抑制し、あらゆるものを高価にする規制を大幅に削減する」（共和党の2024年綱領）

### ・ インフレ抑制法（IRA）の執行停止

「彼らはグリーンニュースキャム（新たなグリーン詐欺）に関係するものに何兆ドルも費やした。これは詐欺であり、莫大なインフレ圧力を引き起こした。（中略）まだ使われずに眠っている何兆ドルものすべてのお金を、道路、橋、ダムのような重要なプロジェクトに注ぎ込む。無意味なグリーンニュースキャムのアイデアに使われることを許さない」（トランプ氏の指名受諾演説）

※「グリーンニュースキャム」はグリーンニューディールを揶揄する表現。「インフレ圧力」と結びつけていることから、IRAを遠回しに指しているものと思われる

## トランプ大統領と共和党の公約②

### エネルギーの増産（特に化石燃料）とエネルギーコストの削減

トランプ氏は選挙戦中を通じて「掘って、掘って、掘りまくれ」（**Drill, Baby, Drill**）というスローガンを多用

「忘れてはならないのは、我が国は他のどの国よりも圧倒的に多くの**液体の黄金（liquid gold, 石油を指す）**を持っているということだ。」（トランプ氏の指名受諾演説）

「共和党は、原子力を含むあらゆるエネルギー源からの生産を解放し、インフレを即座に削減するとともに、信頼性が高く豊富で手頃な価格のエネルギーでアメリカの家庭、車、工場を支える」（共和党の2024年綱領）

「私の目標は、就任後12か月以内に皆さんのエネルギーコストを半分にすることだ。それは可能だ。我々が持つ世界最大の石油供給があれば、暖房や冷房、電気、ガソリンのすべてのコストを半減させることができる。（中略）この急速なエネルギーコストの削減を達成するために、**国家緊急事態**を宣言し、エネルギー生産、発電、供給を劇的に増加させる措置を講じる（中略）就任初日から、新たな掘削、新たなパイプライン、新たな精製施設、新たな発電所、新たな原子炉の承認を行う」（ミシガン州における集会でのトランプ氏の演説（2024年8月29日））

## 人事に関する動向①

### 国家エネルギー会議（新設）委員長、内務長官候補：Doug Burgum氏

ノースダコタ州知事。化石燃料の採掘推進を強力に支持。2021年には、ノースダコタ州のカーボンニュートラルを2030年までに達成との目標を提示。ただし、規制に頼らず、CCSでの実現が前提。同州を通過するCO<sub>2</sub>パイプラインの建設を支持

トランプ大統領はBurgum氏の指名に際して「国家エネルギー会議にはあらゆるエネルギー源の認可・生産・輸送・規制に関わる省庁が関与。エネルギードミナンスに向けた道筋を監督。規制よりイノベーションを重視。インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせる外交力を強化」「ベースロード電源を劇的に拡大させ、電気代を下げる」と表明

### エネルギー長官候補：Chris Wright氏

シェール革命に貢献した実業家。ネットゼロ排出は経済的自殺と評するも、共和党は単にネットゼロを否定して、化石燃料を賞賛するのではなく、エネルギー貧困ゼロを打ち出すべきで、その過程で生じるイノベーションは排出削減をもたらすと主張（Wright 2024）

エネルギーの増産（特に化石燃料）という公約の実現を目指す布陣

## 人事に関する動向②

### 環境保護庁（EPA）長官：Lee Zeldin氏

元下院議員（ニューヨーク1区）、法律家

トランプ氏は「Zeldin氏は速やかに規制緩和を決定する」と期待

### 行政管理予算局（OMB）局長候補：Russell Vought氏

トランプ政権1期目でもOMB局長を務める。ヘリテージ財団の「プロジェクト2025」（※トランプ復権時の省庁別政策構想を作成）に関与。トランプ大統領は「ディープステート（影の政府）の解体方法を正確に知っている人物」と発信

### 「政府効率化省（DOGE）」：Elon Musk氏

実業家。当初は政府の外から大統領府及びOMBと連携し、予算・規制の効率化を提言する組織とされたが、2025年1月20日の大統領令で米国デジタルサービスを改名する形で大統領府内の組織と位置付けられる。また、当該政府組織におけるMusk氏の役割は現時点では不明。トランプ氏は2026年7月4日（※独立宣言から250年目の日）までにDOGEの作業完了と説明

規制緩和を徹底するとの強固な意思が感じられる布陣

## 人事に関する動向③

### 財務長官：Scott Bessent氏

投資ファンド経営者。IRAについて「財政赤字の終末装置」と発言。上院の公聴会においても「議会予算局の評価によれば、IRAは支出の増加という点で、制御不能なほどに膨れ上がっていると指摘したい」と発言し、IRAによる財政への悪影響を懸念

他方、中国に炭素関税を課す可能性について問われると、「非常に興味深いアイデア。関税プログラム全体の一部になる可能性もある。トランプ大統領はまだ就任していないが、もし承認されれば、炭素に特に焦点を絞ったものも含め、さまざまな戦略について彼と協力することを楽しみにしている」と発言

財務長官はIRAによる減税の執行を所管するが、  
財政赤字拡大の懸念から、執行を厳格化する可能性あり

炭素関税への前向き姿勢はやや驚き

# 以降のページで取り上げる国内政策

## バイデン政権の気候変動対策の見直し

- 排出規制の撤回→P.11～12
  - 【参考】議会審査法に基づく規制の無効化→P.13
  - 【参考】行政府の規制権限縮小の潮流→P.14
- IRAの見直し・撤回→P.15～21
  - 【参考】共和党の下院議員とIRA→P.17
- CCUS支援の行方→P.22
- 水素支援の行方→P.23
- 再生可能エネルギー政策の行方→P.24

## エネルギーの増産

- 化石燃料の増産に向けた取り組み→P.25～26
- 発電所の新設に向けた取り組み→P.27

【参考】州政府の取り組み→P.28

# バイデン政権が定めた排出規制の撤回①

## バイデン政権による火力発電所・新車販売等への排出規制

バイデン政権は既存法（大気浄化法等）の権限で排出規制を策定

- 火力発電所の排出規制：「石炭火力」は2032年以降は回収率90%以上のCCSなしでは運転できない水準の基準値＋「新設ガス火力」への規制
- 自動車のGHG排出基準：2032年に新車販売における電気自動車およびプラグインハイブリッド車の比率が7割程度になる基準値
- その他には、石油・ガス部門のメタン排出規制など

## トランプ政権による規制撤回

行政府の権限で撤回可能であるため容易。各省庁は行政手続法に基づき、1～2年をかけて撤回を進める。必要があれば、撤回と同時に、より緩い代替規制も策定

ハリス政権ならば、バイデン政権が規制対象外とした「既設天然ガス火力」に対する排出規制を課す可能性があったが、トランプ勝利でその可能性は消滅

カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可（正確には連邦政府による先占の放棄（waiver））を撤回する可能性も。撤回すれば訴訟になるが、訴訟中も撤回のまま。他州はカリフォルニア州の規制に追従可能だが、独自規制は不可（※詳細はP.28参照）

# バイデン政権が定めた排出規制の撤回②

## 就任日の大統領令で示された方針

### 規制見直しの着手指示および「危険認定」に関する検討指示

トランプ大統領は「米国のエネルギーの解放（Unleashing American Energy）」に関する大統領令で以下の方針を指示

- 各省庁は国内エネルギー資源開発（特に石油、天然ガス、石炭、水力、バイオ燃料、重要鉱物、原子力）への負担となりうる省庁の取り組み（※主として規制を指す）を速やかに特定したうえで、その撤回・改定などを進める
- 炭素の社会的費用に関するこれまでの文書等を撤回したうえで、EPA長官は炭素の社会的費用の計算を連邦政府による認可や規制から排除することを検討
- EPA長官は30日以内に「温室効果ガスの危険認定（2009年12月15日）」の合法性と継続的な適用可能性についての提言を取りまとめる

撤回の対象となる規制を大統領令では特定せず、各省庁が特定する形であるが、「EV義務を撤廃。ガソリン車販売を制限する州のウェイバーも撤廃」とも掲げており、自動車のGHG排出基準やカリフォルニア州に対するウェイバーは撤回の対象となる可能性が高い

危険認定を取り消すと、既存法の下で温室効果ガス排出を規制できなくなる。しかし、取り消した場合には訴訟になり、政権の勝算は未知数

## 【参考】 議会審査法に基づく規制の無効化

### 議会審査法 (Congressional Review Act, CRA)

CRAは行政府に対し、規則策定時にそれを連邦議会に提出する義務を課す

- 規則 (rule) は「法律や政策を実施、解釈、または規定するために設計された、一般的または特定の適用性および将来の効果を持つ行政機関の声明の全体または一部、または行政機関の組織、手順、または実務要件を記述したもの」と幅広く定義される

行政府から提出された規則の無効化を上下両院が共同決議し、大統領が同決議に署名した場合、その規則は無効に。ただし、提出から一定の期日（おおよそ半年）が経過した後は無効化できない

CRAの手続きで規則が無効化された場合、行政府は同様の規則を再度定めることを禁じられる

### 政権交代とCRAによる規則無効化

政権交代直後に、前政権の終盤に策定された規則が無効化対象となりやすい。そのため、バイデン政権が最後の約半年に策定した規則はトランプ政権発足後にCRAで無効化される可能性あり

（※例えば、インフレ抑制法 (IRA) のメタン課金の実施規則 (P.19参照) など）

## 【参考】 行政府の規制権限縮小の潮流

### 近年の最高裁判決

West Virginia v. EPA（2022年）：オバマ政権のEPAによる火力発電所への温室効果ガス排出規制は大気浄化法の権限を逸脱との判決。その際、「経済的・政治的な重要性を有する問題の場合、議会在行政府に明確に授権していることの確認が必要」という“major questions doctrine”を援用

Loper Bright v. Raimondo（2024年）：法律の条文が曖昧な場合、行政府の解釈が合理的（reasonable）であって、恣意的（arbitrary）ではない限り、その解釈を尊重（defer）するという、いわゆる「シェブロン原則」を撤回  
→行政府の解釈が法に沿っているかを裁判所が判断することに。実質的に行政府の規制権限が大幅縮小に

### Musk氏とRamaswamy氏のWall Street JournalへのOp-ed

上記2件の判決に言及しつつ、現在の多数の連邦規制は議会在法の下で授権した権限を踏み越えていると指摘し、DOGEはこれらの判決に照らして、見直し・取り消しすべき連邦規制のリストを大統領に提示すると表明。規制を無効化した分だけ、政府の人員を削減可能とも主張（Musk and Ramaswamy 2024）

→トランプ<sup>o</sup>政権の規制緩和は司法判断を追い風に広範なものになる可能性。  
たとえば、気候変動分野では企業の排出量報告制度の廃止など

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回①

## IRAとは？

「①減税」「②補助金」「③融資保証」等により脱炭素投資を支援する法。最も重要なのは、各種の「①減税」措置。2022年に成立。詳細は上野（2022）を参照

## 見直し・撤回のハードル

法律の見直し・撤回には、そのための立法が必要。したがって、大統領権限では撤回できず、上下両院で法案を通す必要があることから、規制の撤回よりもハードルが高い

見直し・撤回は、連邦議会の議事ルール上、各年度で実質1回のみ使用可能な「財政調整（budget reconciliation）」を用いる。これは政府の歳入・歳出を調整する立法で、2017年のトランプ減税も、2022年のIRAも財政調整で成立

- 財政調整の場合、定数100の上院で議事妨害（filibuster）回避に60名以上の賛成が必要という要件が適用されず、過半数で可決可能。どちらからの政党が大統領と上下両院の多数派を全て掌握し、党内で結束できれば、他党の賛成なしで可決できることになる

トランプ大統領は2025年（※2026年度向け）の財政調整で、トランプ減税（所得減税＋所得控除）の延長を求めることが確定的であり、その財源として、IRAの見直し・撤回、関税の引き上げ、政府支出の抜本的削減などが組み合わされていくものと予想される

## インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回②

### 共和党内での見直し・撤回への合意形成の行方

共和党が上下両院で多数派となることが確定。ただし、下院の議席数は過半数を少し上回る程度のため、見直し・撤回には、共和党議員ほぼ全員の結束が必要

しかし、IRAの投資支援は共和党が強い地域も受益しており、地元経済の観点で撤回に賛成できない議員が存在

- 2024年8月には、共和党の下院議員18名が下院議長に対して、IRAの全面撤回を懸念する旨の書簡を送付

ところがトランプ減税の延長との抱き合わせとなることから、本音ではIRA撤回に消極的な共和党議員の一部が、選挙で圧勝した大統領が推し進めるトランプ減税に反対との立場を取ることができず、賛成せざるを得ない可能性

ただ、議席数が僅差なので、そうした議員が逆にキャスティングボートを握る可能性も

以上を総合すると、全面撤回は困難も、部分撤回はありうる

## 【参考】 共和党の下院議員とIRA

### 18名の共和党議員による下院議長宛ての書簡（2024年8月6日）

IRAを民主党単独で成立させたことを批判。そのうえで、IRA撤回に際しては「ビジネスと市場の確実性」を優先すべきと主張。特に全撤回（a full repeal）は「最悪シナリオ」になりうると警鐘

### 署名した議員は表の通り

接戦の選挙区が多い

共和党が大差で優勢の選挙区の一部でIRAの活用が想定される投資計画あり

- インディアナ9区（\$0.86B）
- ユタ3区（\$0.55B）
- オハイオ14区（\$0.44B）
- ジョージア1区（\$5.3B）
- ネバダ2区（\$6.7B）

（※数字はDenning et al. 2024に基づく）

18名以外にもIRA全撤回を躊躇する議員は一定数存在する模様

議員名	選挙区	今回選挙の結果	得票率の差(pt)
Houchin議員	インディアナ9区	当選	32
Curtis議員	ユタ3区	上院に転出し当選	31
Joyce議員	オハイオ14区	当選	27
Carter議員	ジョージア1区	当選	24
Garbarino議員	ニューヨーク2区	当選	20
Amodei議員	ネバダ2区	当選	19
Kim議員	カリフォルニア40区	当選	11
LaLota議員	ニューヨーク1区	当選	11
Valadao議員	カリフォルニア22区	当選	7
Lawler議員	ニューヨーク17区	当選	6
Kean議員	ニュージャージー7区	当選	5
Kiggans議員	バージニア2区	当選	4
Ciscomani議員	アリゾナ6区	当選	3
Bacon議員	ネブラスカ2区	当選	2
Miller-Meeks議員	アイオワ1区	当選	0.19
Molinaro議員	ニューヨーク19区	落選	(2)
D'Esposito議員	ニューヨーク4区	落選	(2)
DeRemer議員	オレゴン5区	落選	(2)

## インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回③

### 「部分撤回」の形（補助金、融資保証、メタン排出への課金）

見直し・撤回の可能性が最も大きいのは「②補助金」の未執行分。次いで「③融資保証」の未執行分

- トランプ政権は更なる執行を一時停止（※ただし法で定められた支出の拒否は違法とされる可能性あり）
- そのうえで、共和党主導の議会と連携して、「財政調整」の中で未執行部分の撤回を目指すだろう

IRAには「④メタン排出への課金」もあり、財政調整で撤回される可能性が高い

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回④

## 「部分撤回」の形（減税措置）

「①減税」のうち、見直し・撤回の可能性が高いと見られるのは以下

- 「クリーン自動車の購入者に対する減税」（1台当たり最大7,500ドル）。共和党の中で不評であるため。消費者向け減税（内国歳入法30D条）に加え、商用車向け減税（内国歳入法45W条）も
- 「ゼロエミ発電の新設に対する減税」（内国歳入法45Y条、kWhあたり2.5セント（2021年価格））は共和党の一部からの支持が想定されるも、「発電部門の排出量が2022年比で75%減となった年から4年後」までに建設開始したものに適用となっている点が、期限が明確に切られていないとして問題視され、見直される可能性あり

他方、見直し・撤回の可能性が低いと見られるのは以下

- 「クリーン製造業に対する減税」（内国歳入法45X条）。雇用創出の効果が大きいいため。対象は太陽光パネル・風力タービン・蓄電池のサプライチェーンと重要鉱物処理
- CCUSの減税、水素の減税（※詳細はP.22及びP.23参照）

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回⑤

## 立法による見直し・撤回が出来ない場合の政権の対応

トランプ政権は「クリーン自動車の購入者に対する減税」の原産国要件・経済安全保障要件（表）の執行を厳格化することで、対象車種を狭め、減税を使いにくくすることが可能。他の減税もバイデン政権が定めた執行ガイダンスの見直しに着手することで、執行遅延を図ることも可能

他方、水素生産の減税については、バイデン政権のルール案を廃し、緩いルールを定めることで使いやすくする可能性も（※詳細はP.23参照）

表：IRAの「クリーン自動車の購入者に対する減税」に対する要件

原産国の要件	経済安全保障の要件
<p>最終組み立てが北米で行われることが必須</p> <p>バッテリーに使用される重要鉱物の一定割合（※1）が米国または米国と自由貿易協定を締結している国で抽出・処理されるか、北米で再利用されたものである場合に1台当たり3,750ドルの税控除</p> <p>加えて、バッテリーの部品の一定割合（※2）が北米で生産される場合に1台当たり3,750ドルの税控除</p>	<p>2024年以降、懸念される海外の事業者（中国政府・ロシア政府等の管轄・指導下にある企業等）がバッテリーの部品を製造した場合、控除不可</p> <p>2025年以降、懸念される海外の事業者がバッテリーに使用される重要鉱物を抽出・処理・再利用した場合、控除不可</p>

※1 2023年：40%、2024年：50%、2025年：60%、2026年：70%、2027年以降：80%

※2 2023年：50%、2024～25年：60%、2026年：70%、2027年：80%、2028年：90%、2029年以降：100%

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回⑥

## 就任日の大統領令で示された方針

### 政府予算の執行停止とレビューの指示

トランプ大統領は「米国のエネルギーの解放（Unleashing American Energy）」に関する大統領令で、全省庁に対して、IRAと2021年成立のインフラ投資雇用法のもとでの予算使用を速やかに停止してレビューを行い、90日以内にレビュー結果を大統領府に提出するように指示

大統領府のOMBは、予算執行停止の指示はエネルギー生産の拡大やEV義務の撤廃といった大統領令の政策目的に関連する資金にのみ適用され、各省庁は必要な予算をOMBとの協議のうえで支出可能と説明

執行停止は政府予算が対象であり、IRAの大宗を占める減税措置は対象ではない。大統領令による執行停止が困難であるためと思われる

ただし、「国内エネルギー資源開発への負担となりうる省庁の取り組みの撤回・改定」（※P.12参照）の一環として、減税措置を所管する財務省が「クリーン自動車の購入者に対する減税」の原産国要件・経済安保要件の見直しに着手する可能性がある（※P.20参照）

# CCUS支援の行方

## IRAのCCUS減税（内国歳入法45Q条）

45Q（※CCSは85ドル/t, CCUは60ドル/t）を活用したいバイオエタノール産業が2023年にアイオワ州選出の共和党下院議員を動員して撤回阻止に動いた前例があり、維持される可能性大。

- バイオエタノールの製造過程で発生する高濃度CO<sub>2</sub>を回収し（※高濃度であるため回収コストは安い）、それを貯留または利用することで、発生するコスト以上の法人減税を得られる

アメリカ石油協会も維持を希望。45Qはブルー水素にも活用可能

## インフラ投資雇用法（2021年）におけるCCS支援

輸送インフラへのファイナンス支援（融資、融資保証）や直接空気回収（DAC）ハブなどの政府支援が定められたが、未執行分について、就任日の大統領令で執行停止に（P.21参照）。レビュー後に執行再開となる可能性があるが、そうなったとしても財政調整で撤回の可能性もあり。しかし、超党派（民主党議員全員＋一部の共和党議員の賛成）で成立した経緯を踏まえると、撤回の可能性は低い

また、国家エネルギー会議委員長に就任するBurgumノースダコタ州知事もアイオワ州等から同州へのCO<sub>2</sub>パイプライン建設を支持していることから、撤回の可能性は低いのではないかと

# 水素支援の行方

## IRAの水素生産減税（内国歳入法45V条）

アメリカ石油協会が維持を希望。バイデン政権が2025年1月に定めた実施指針でバイオガス（廃棄物由来など、米国ではRenewable Natural Gasと呼ばれる）や炭鉱メタンから製造する水素も、要件を満たせば減税対象となるルールとしたことから支持基盤がさらに広がる可能性あり

45Vの支援は水素製造のライフサイクルGHG排出量が高い場合に減額されることになっており、満額（※1kgあたり3ドル）を得るためには「水素1kgあたり、0.45kgCO<sub>2</sub>e未満」である必要→ライフサイクルGHG排出量の計算方法が重要

45Vが残る場合、トランプ政権は要件を緩めて使いやすくする可能性

- 電解水素：バイデン政権は、電気分解に用いる系統電力の排出量をエネルギー属性の証書で相殺する場合に、3つの要件（追加性、地理的近接性、時間的近接性）を課した → トランプ政権は、これらの要件を緩める可能性

## 2021年のインフラ投資雇用法による水素支援

未執行分について、就任日の大統領令で執行停止に（P.21参照）。レビュー後に執行再開となる可能性があるが、そうなったとしても財政調整で撤回の可能性もあり。しかし、超党派の支持で成立した経緯と、同法に盛り込まれた水素ハブ支援を国家エネルギー会議委員長に就任するBurgumノースダコタ州知事が支持していることを踏まえると、撤回の可能性は低いのではないかと

# 再生可能エネルギー政策の行方

## 再生可能発電全般

IRA見直しで減税が縮小（または撤廃）の可能性（※P.19参照）  
ただし、州政府による導入拡大政策は続く（※P.28参照）

## 風力発電

トランプ大統領は選挙戦中に「就任日に洋上風力を終わらせる」と発言し、実際、就任日には以下の内容の覚書を発出

- 洋上風力に対する沖合大陸棚のリースを、2025年1月21日から本覚書が撤回されるまでの間、停止。すでに停止されている海域も引き続き停止。新規のリース停止は既存のリースにおける権利には影響しないが、内務長官は既存のリースを終了または見直す環境上・経済上の必要性を包括的にレビュー
- 風力発電（陸上風力を含む）について、各省庁は認可、リース、ローン供与等を連邦政府による風力発電へのリースおよび認可の包括的な評価が完了するまで停止

## 太陽光発電

中国および迂回先の第三国からのパネル輸入に巨額の関税を課すことで開発停滞のリスク。この場合、グリーン水素の開発も停滞

# 化石燃料の増産に向けた取り組み①

## 「掘って、掘って、掘りまくれ」(Drill, Baby, Drill) の公約

トランプ氏は選挙戦で「掘って掘って掘りまくれ」とのスローガンを掲げ、化石燃料の増産加速を強く訴求

さらに、2024年8月には選挙集会で「就任日にエネルギーに関する緊急事態宣言を発出し、エネルギー生産を劇的に増加させ、1年以内にエネルギーコストを半分にすると発言

## 化石燃料の増産を後押しする施策とその限界

化石燃料増産について、連邦政府が直接的に影響を及ぼすのは、連邦公有地のリースと掘削許認可。ただし、連邦公有地は開発地の1割強で、効果は限定的

- バイデン政権は発足当初はリース・許認可を停止も、結局は許認可をハイペースで継続。しかし、リースには消極的
- トランプ政権は（連邦水域も含め）新規リースに積極的と見られるが、応札するかは民間企業の判断（※リースから掘削までのタイムラグは通常数年）

民間所有地を含む全体については、排出規制、環境アセスメント、IRAのメタン課金等の緩和・撤回で開発促進効果も。就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で認可プロセスの効率化（環境アセスメントの見直し含む）を指示

# 化石燃料の増産に向けた取り組み②

## 就任日の大統領令で示された方針

### 国家エネルギー緊急事態宣言に関する大統領令

選挙戦中の公約通りに、就任日に以下の内容の大統領令に署名

- 米国のエネルギー生産・輸送・生成・発電が不十分であることは、米国経済、国家安全保障、外交政策上の通常ではない異常な脅威（an unusual and extraordinary threat）であることを理由に、国家緊急事態を宣言
  - 本大統領令でのエネルギーとは、原油、天然ガス、リースコンデンセート、天然ガス液、精製石油製品、ウラン、石炭、バイオ燃料、地熱、流水の力学的移動、重要鉱物。風力・太陽光は含まれず
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等を特定し、（連邦公有地を含むが、それに限定されない場所における）国産エネルギー資源の特定、リース、立地、生産、輸送、生成、発電を促進する目的で、その権限を行使しなければならない。各省庁が連邦政府の土地収用の権限、または国防生産法の下での権限の行使が必要と評価する場合には、大統領に提言を提出
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等をエネルギーインフラの完成加速等のために行使しなければならない
- 緊急事態時における環境規制（水、絶滅危惧種）の執行緩和の検討

行使を想定する緊急時の権限はほぼ具体化されず、各省庁に委任  
→緊急事態宣言の効果は現時点では未知数

# 発電所の新設に向けた取り組み

## 「発電所を新設する」

トランプ氏は選挙戦で「我々は発電所を新設する。中国は発電所を建設しているが、我々は環境影響評価などで問題がある。私はこれらを速やかに認可する」と発言。選挙後には「ベースロード電源を劇的に拡大」と発信。増大する電力需要を満たす発電所の新設が狙い

## 発電所の新設・維持を後押しする施策

バイデン政権による新設ガス火力への排出規制が撤回されることで新設のハードルが下がる。その他の規制緩和にも同様の効果

エネルギー国家緊急事態宣言（※P.26参照）は発電所の新設も対象。その一環として連邦動力法における緊急事態時の権限（202条(c)）でベースロード電源に対し供給命令を発する可能性も

- ▶ 前回政権時にこの権限や同法の他の権限で、サイト内に燃料を確保しているベースロード電源（石炭火力発電及び原子力発電）の延命を図ろうとしたが実現せず

## 原子力発電への支援

超党派の支持があり、過去数年、小規模な立法が続いた。今後続く可能性

- インフラ投資雇用法における原子力支援（2021年）
- クリーンエネルギーのための多用途先進原子力の導入促進法（ADVANCE法）（2024年）

現実的には新設よりも、休止中の発電所の再稼働が先と思われる

## 【参考】州政府の取り組み

### 再エネ比率基準とクリーンエネルギー比率目標

2024年7月時点で、29州及びコロンビア特別区（D.C.）が電力の再エネ比率基準（RPS）を導入。さらに、16州が2050年までに電力の全量をクリーンエネルギー（※再エネ以外を含む）とする目標を設定（Barbose 2024）

### ゼロ排出車基準

カリフォルニア州は、大気浄化法の下でEPAが認める場合、独自の自動車排ガス規制を実施可能。この権限を用いて、2035年までに全新車をゼロ排出車とする新基準を連邦政府に申請し、バイデン政権のEPAは2024年12月に認可。

他州には独自基準の設定は認められていないが、カリフォルニア基準の採用は許されており、2024年11月時点で11州とD.C.がカリフォルニアの新基準を採用予定  
→トランプ大統領は就任日の大統領令でカリフォルニア州の基準を無効化する方針を暗示（※P.12参照）。そうなれば、カリフォルニア州はEPAを提訴することに

### 排出量取引

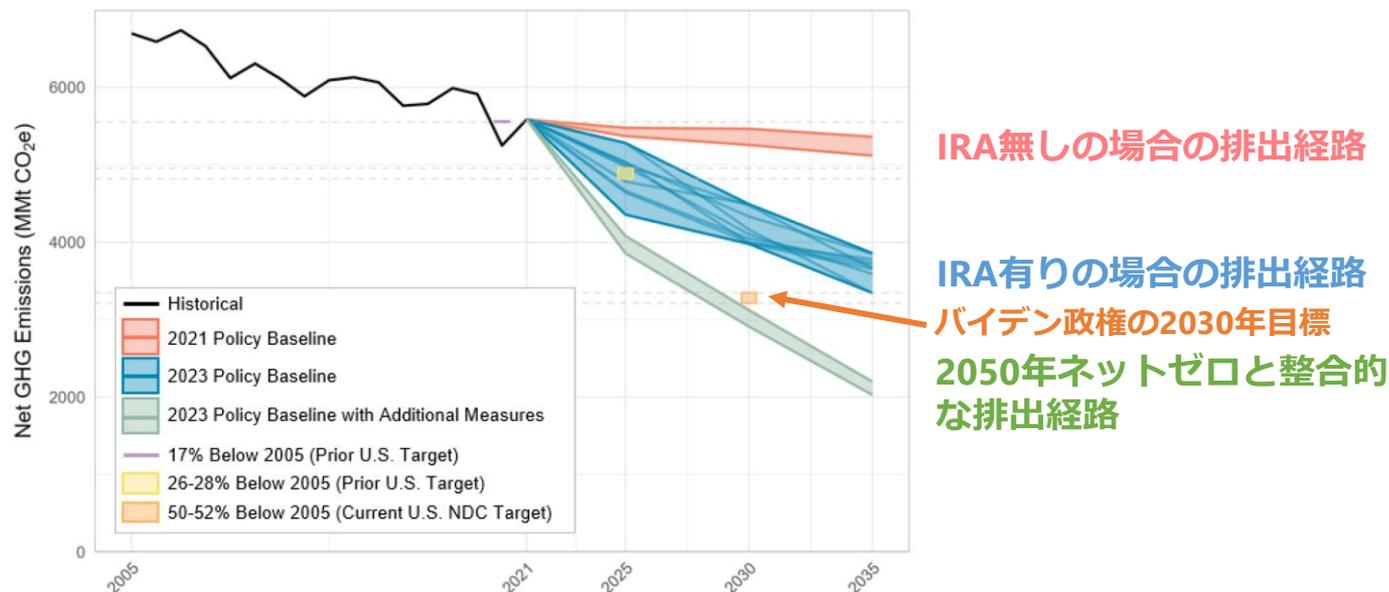
RGGI（北東部11州、発電部門のみ）、カリフォルニア州（経済全体）、ワシントン州（経済全体）で実施中

※他にもビッグテック企業の脱炭素電気の調達（原子力を含む）、金融界の取り組み（ただし反ESG運動で減速傾向）など非国家アクターの取り組みが存在

## 【参考】米国の排出量の見通し

米国務省「[第5回隔年報告書への補足文書](#)」（2023年）の図（下記）に基づいて概算すると、

- IRAを撤回できない場合、2030年に2005年比で33～41%減、2035年に42～50%減（※図のIRA有りの場合に相当）
- IRAのうち、共和党支持者の間で特に不評なEV減税のみを撤回する場合、（運輸部門はIRA無しの排出量・他部門はIRA有りの排出量とすると、）2030年に2005年比で29～37%減、2035年に37～42%減（※図のIRA有りの場合と無しの場合の中間）
- データセンター等による電力需要の増加を織り込んでおらず、排出上振れの可能性あり  
→排出削減は続くが、バイデン政権の削減目標には届かず、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離は広がる



## 2. 対外政策の見直し

# トランプ大統領と共和党の公約

## エネルギードミナンス

「我が国にはエネルギーで莫大な富を築くチャンスがある。中国にはそれがない。  
（中略）我々はエネルギードミナントとなり、自国だけでなく世界の他の国々にも供給することになる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

## パリ協定からの脱退

「我々は再びパリ協定から脱退する」（トランプ氏の動画での演説（2023年2月29日））

※バイデン政権はパリ協定下のNDCとして、2021年4月に2030年に2005年比で50～52%減、2024年12月に2035年に2005年比で61～66%減との目標を掲げたが、これらはパリ協定脱退とともに消滅することになる

## LNG輸出の新規認可の解禁

「昨日、バイデンは米国の天然ガスの他国への輸出を禁止した。（中略）なぜ止めたのか？たぶん環境保護主義者たちの影響だろう。しかし、これは環境に良いことであり、悪いことではない。我が国にとっても良いことだ。私は大統領に復帰した初日に輸出ターミナルの承認を行う」（ラスベガスにおける集会でのトランプ氏の演説（2024年1月27日））

# 「エネルギー主導ミナンス」

## トランプ大統領が前回政権時の2017年6月に提示したコンセプト

2017年6月29日の演説で「エネルギー独立だけではなく、エネルギー主導ミナンスを目指す」と宣言。エネルギー輸出は米国の雇用を生み出すと同時に、友好国・同盟国に真のエネルギー安全保障を与えるものと発言 (Trump 2017b, 上野2017)

当時のPerryエネルギー長官は「エネルギー主導ミナントである米国とは、自立した国家、つまりエネルギーを経済的武器として利用しようとする他国の地政学的混乱から自由で安全な国家のこと。エネルギー主導ミナントである米国は世界中の市場に輸出し、世界的なリーダーシップと影響力を増大させる」と説明

## 今回当選後の声明におけるエネルギー主導ミナンスの位置付け

トランプ氏は、国家エネルギー会議新設の声明の中で、

- 「エネルギー主導ミナンスは、インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせるための米国の外交力を高めるもの」
- 「極左によるアメリカのエネルギーへの戦争は、敵対国からのエネルギー購入を同盟国に強いることでこれらの国々を傷つけ、敵対国の利益は戦争とテロの資金源となった。エネルギー主導ミナンスによって、我々は友好国（欧州諸国を含む）にエネルギーを販売できるようになり、世界はより安全な場所となる」と表明

# パリ協定脱退及びその他の合意・約束の脱退・撤回 について就任日の大統領令で示された方針

## 就任日の大統領令による脱退表明

「国際環境合意における米国第一」と題する大統領令で以下を指示

- (a) パリ協定からの脱退を、国連大使は国連事務総長に速やかに通告しなければならない。脱退は通告と同時に効力を持つものとみなす
- (b) 気候変動枠組条約（UNFCCC）の下でのあらゆる合意（any agreement, pact, accord, or similar commitment）からの脱退を、国連大使は国連事務総長または関連する主体に速やかに通告しなければならない
- (c) 国連大使は、UNFCCCの下でのあらゆる資金コミットメントを速やかに停止または撤回しなければならない
- (d) 国連大使は上記(a)～(c)の完了後すぐに、国際合意が米国に不当な負担をもたらさないようにするために必要な更なる取り組みを報告しなければならない

## パリ協定脱退の意思は明確である一方、まだ不明点が多い

- 上記(a)の通告は、1月27日付で条約の寄託者（国連）のウェブサイトに掲載された。他方、(b)の通告は執筆時点において掲載されていない
- (a)でトランプ大統領はパリ協定脱退は通告とともに効力を持つとみなすとしているが、協定の規定上、効力を持つのは通告から1年後である
- (b)における合意の指す範囲は不明。(d)で報告される更なる取り組みも不明

# 気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退リスク

## 就任日の脱退はなかったが、リスクは完全には消えていない

共和党のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が1992年に上院の超党派の承認を得て批准したことから、これまで共和党政権でも脱退せず

ところが、今回は民主党政権によるパリ協定復帰阻止の手段として脱退するリスクあり。ただし、トランプ大統領自身は、パリ協定脱退は公言するも、UNFCCC脱退には触れず

UNFCCC脱退を表明するならば、パリ協定脱退と時間差をつける意義が薄いので、就任日の可能性が高かったが、初日の脱退表明はなかった

しかし、就任日の大統領令には、「UNFCCCの下でのあらゆる合意（agreement, pact, accord, or similar commitment）からの脱退」という、これまでのUNFCCCの下での取り組みの否定に近い表現があるうえ、初日の大統領令で終わりではなく、「国際合意が米国に不当な負担をもたらさないようにするために必要な更なる取り組み」を検討するとされたことから（※P.33参照）、UNFCCC脱退リスクが完全に消えたとはまだ言い難い

## 【参考】UNFCCC脱退に関する論点の整理①

### 共和党内のUNFCCC脱退論

前回政権時も、トランプ大統領がパリ協定脱退を表明した当日（2017年6月1日）の朝に、ホワイトハウスでUNFCCC脱退を議論

→当時は協定残留派が存在し、押しとどめた

しかし、今回は当時の残留派に相当する勢力が見当たらず、押しとどめる力が働くのか不明

### UNFCCC脱退の手続き

上院の承認を得て締結した条約の脱退は、合衆国憲法には明確な規定がないものの、大統領権限だけで脱退可能という説が強い（Bradley 2014, Galbraith 2020）

→トランプ大統領が脱退の意思を固めれば、UNFCCCから脱退可能

ただ、上院の承認が脱退にも必要との説も存在し（Koh 2018）、脱退に対し法的に異を唱える人（たとえば民主党の上院議員）が訴訟に持ち込む可能性。しかし、訴訟になっても、脱退手続きが止まるわけではなく、現在の最高裁はかなり保守的であるので、脱退を違憲と判断しない可能性は十分にある

なお、パリ協定はUNFCCCとは異なり、締結時に上院の承認を必要としない形の条約（※米国法上の行政協定）であるため、脱退時にも上院の承認は不要

## 【参考】 UNFCCC脱退に関する論点の整理②

### UNFCCC復帰の手続き

将来の大統領が復帰する際に再度の上院承認が必要なのかは不明。ただ、最初に批准した際の上院承認が引き続き有効で、再承認は不要との学説あり（Galbraith 2020）。UNFCCCの場合、1992年の上院承認が引き続き有効と捉え、まずは大統領権限だけで復帰するのだろう

しかし、復帰に異を唱える人（たとえば共和党の上院議員）が訴訟に持ち込む可能性大。訴訟になったからといって、復帰手続きが止まるわけではないが、最高裁がこのまま保守的であれば、復帰を違憲と判断する可能性あり  
→そうなったときには、再度の上院承認が必要となる。

承認に必要とされる3分の2の賛成を得るには、民主党の上院議員だけではなく、共和党の上院議員の賛成も必要（※仮に議席数が50対50で民主党の全議員が賛成の場合、共和党の50人のうち17人の賛成が必要に）

上院の承認を得られずに、UNFCCCに復帰できなければ、パリ協定の規定上、協定にも復帰できない

# LNG輸出の新規認可の再開

## LNG輸出の新規認可の再開

バイデン政権は2024年1月に米国と自由貿易協定を締結していない国（日本を含む）への輸出の新規認可を一時停止し、その間に、更なる輸出認可への判断材料とすべく、LNGが国内供給・エネルギー安全保障・温室効果ガス排出に及ぼす影響を評価。エネルギー省は2024年12月17日にその評価結果を公表し、さらなる認可で、米国のガス価格は上昇し、世界のGHG排出量も増加するとの結果。ただし、この評価に基づく認可禁止などは行わず

他方、トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、エネルギー長官に対して、LNG輸出の新規認可申請の審査を可能な限り速やかに再開するように指示。その際、申請のなかで主張される「公益」のうち、米国への経済・雇用影響と同盟国・パートナー国の安全保障への影響のみを評価と規定

- 遠まわしに、環境影響は考慮しないと言っているように見える

同時に、アラスカの資源開発に関する大統領令にも署名し、アラスカのLNGのポテンシャル開発（米国の他の地域および太平洋地域の同盟国への輸送・販売を含む）に言及

# 関税政策

## 関税政策

トランプ大統領は全ての国からの輸入品に一律10~20%の追加関税、中国からの輸入には60%の追加関税と公約。11月25日には、不法移民と薬物流入の阻止を理由に、就任日にカナダ・メキシコに25%、中国に10%の追加関税と発信。しかし、就任日にはこの関税を発動せず

追加関税が実現すれば、貿易フローが変化し、日本のエネルギー消費や排出量への影響あり

- 米国での現地生産の増加や、米国市場からはじき出された中国製品との第三国での競合による輸出低下→日本のエネルギー消費と排出量が減少
- 中国の対米輸出減少分を日本からの輸出で補完→日本のエネルギー消費と排出量が増加

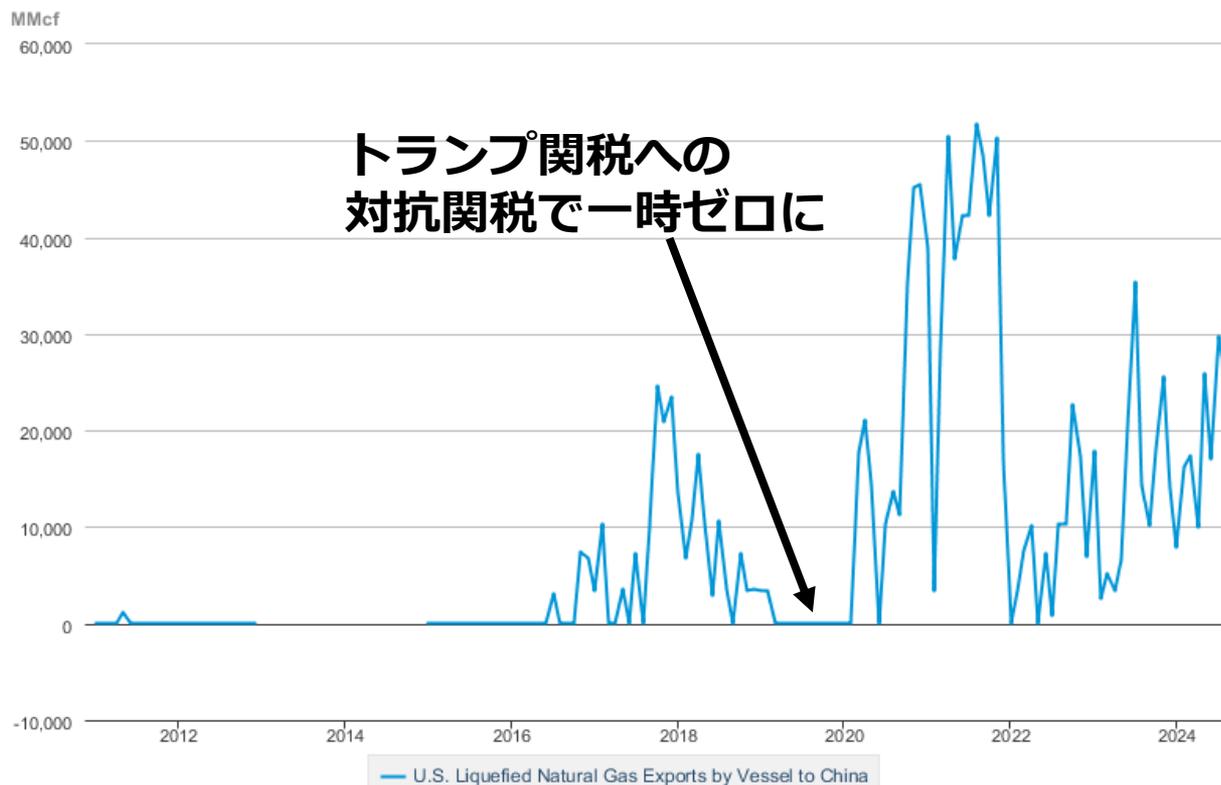
中国が米国に対抗関税を課す場合、LNG輸入も対象になりうる。前回トランプ政権時には一時的にLNG輸入がゼロに

## 【参考】米国から中国へのLNG輸出

### 中国による米国からのLNG輸入への関税の経緯

2018年9月 10%→2019年6月 25%→2020年2月 米国との合意後に適用除外に

U.S. Natural Gas Exports and Re-Exports by Country



Data source: U.S. Energy Information Administration

出典：U.S.EIAの“U.S. Natural Gas Exports and Re-Exports by Country”を用いて作成

# G7での対応

## G7

バイデン政権期のG7では、対策なし石炭火力のフェーズアウトや電力脱炭素の実現時期が毎年争点化したが、トランプ政権はこれらに合意する意思なし

米国以外の国々で合意をまとめるかどうか争点。前回のトランプ政権時には、気候変動対策に関して、米国とそれ以外でパラグラフを分けた

## ※2018年のG7首脳コミュニケより

24. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union reaffirm their strong commitment to implement the Paris Agreement, through ambitious climate action; ...

25. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union will promote the fight against climate change through collaborative partnerships and work with all relevant partners, ...

26. The United States believes sustainable economic growth and development depends on universal access to affordable and reliable energy resources. It commits to ongoing action to strengthen the world's collective energy security, including through policies that facilitates open, diverse, transparent, liquid and secure global markets for all energy sources. ...

# まとめ

	バイデン政権の取り組み	トランプ政権で予想される動き
国内政策	<p>既存法の下での排出規制の策定 (火力発電所、新車販売等)</p> <p>IRAの立法 (減税・補助金・融資保証による脱炭素支援)</p>	<p>規制の撤回と代替規制の策定 カリフォルニア州の規制権限の撤回 「政府効率化省」による規制緩和</p> <p>IRAの撤回・見直しに向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金・融資保証の未執行分の撤回</li> <li>減税の縮小・撤回、特にEV関係</li> <li>共和党内に減税の全面撤回を懸念する意見→部分撤回に留まる可能性</li> </ul>
対外政策	<p>世界全体の脱炭素化を追求</p> <p>パリ協定への復帰とNDC策定</p> <p>LNG輸出の新規認可の一時停止</p> <p>G7における電力脱炭素化の追求</p>	<p>米国のエネルギー主導ミナンスを追求</p> <p>パリ協定からの脱退 (NDCも消滅) UNFCCCからの脱退リスク</p> <p>LNG輸出認可再開。アラスカLNG推進</p> <p>G7における独自路線</p>

## 参考文献

- 上野貴弘 (2017) 「[トランプ政権のエネルギー環境戦略—パリ協定は再加入交渉 輸出拡大は支配力促進—](#)」 電気新聞 (2017年7月21日)。
- 上野貴弘 (2022) 「[米国「インフレ抑制法」における気候変動関連投資](#)」 電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパー-SERC22009。
- 上野貴弘 (2024) 『[グリーン戦争—気候変動の国際政治](#)』 中公新書。
- Barbose, Galen. 2024. U.S. State Renewables Portfolio & Clean Electricity Standards: 2024 Status Update. Lawrence Berkeley National Laboratory.
- Bradley, Curtis A. 2014. "Treaty Termination and Historical Gloss." *Texas Law Review* 92(4): 773–835.
- Denning, L., Davies, J., He, E., Silverman, C., & Tyson, T. 2024. "Biden Is Giving Red Districts an Inconvenient Gift: Green Jobs." *Bloomberg* (June 20, 2024).
- Galbraith, Jean. 2020. "Rejoining Treaties." *Virginia Law Review* 106(1): 73–125.
- Koh, Harold Hongju. 2018. "Presidential Power to Terminate International Agreements." *Yale Law Journal Forum* 128: 432–481.
- Musk, Elon, and Vivek Ramaswamy. 2024. "The DOGE Plan to Reform Government." *The Wall Street Journal* (November 20, 2024).
- Trump, Donald J. 2017a. "[Statement by President Trump on the Paris Climate Accord.](#)" (June 1, 2017).
- Trump, Donald J. 2017b. "[Remarks by President Trump at Unleashing American Energy Event.](#)" (June 29, 2017).
- United States 2023. "[2023 Voluntary Supplement to the U.S. Fifth Biennial Report.](#)"
- Wright, Chris. 2024. "How Trump Can Win on Energy: Zero Energy Poverty." *RealClearPolitics* (August 28, 2024).